

1、 県民投票が行われるようにするためには

- ★県民投票が行われるようにするためには、県民投票を行うための条例を静岡県で制定する必要があります。
- ★条例を制定するためには、選挙権を持つ静岡県民の50分の1以上の署名をそえて、県知事に条例の制定を求めます。そうすると、県知事から条例案が県議会に提案されることとなります。
- ★県議会が、その条例案を可決すれば、条例が制定されて、県民投票が行われることとなります。
- ★県議会で否決されれば、県民投票は行われません。県議会で賛成されるようなムードを作るために、1名分でも多くの署名を集めることが大切です。

☆それでは、どうすれば1名分でも多くの署名を、集めることができるのでしょうか？ そのコツは3つあります。

2、 1名分でも多くの署名を集めるには

- ★コツ① 『多くの受任者を集めるコト！』：この活動の代表者は、自分に代わって署名を集めてくれる人に、署名集めをお任せすることができます。その任された人のことを受任者と言います。この受任者をたくさん集めれば集めるほど、署名数も増えていくわけです。
- ★コツ② 『正しく署名してもらおうコト！』：この条例の制定を求める署名は、一定のルールにのっとって、集めなければいけません。正しく集められなかった署名は、無効になってしまいます。受任者の皆さんが、ルールにのっとって、多くの人に署名をしてもらう必要があります。
- コツ③ 『受任者が確実に署名簿を事務局に戻すコト！』：署名簿は、事務局を通して選挙管理委員会に提出されます。そのため、受任者の皆さんが事務局に、確実に署名簿を戻していただくことが必要なわけです。

☆それでは、コツ①から、もう少し詳しく説明していくこととします。

3、 コツ① 『多くの受任者を集めるコト！』 その1

- ★静岡県内の市や町（静岡市と浜松市では区）の選挙人名簿に登録されている人が、受任者となって、その市区町で署名を集めることができます。
- ★転居により住民票が移動されていて、その市区町での選挙人名簿に登録されていない方は、受任者になれません。
- ★選挙人名簿は3か月ごとに作成されます。住民票がその市区町にある方でも、転居してきたばかりという場合は、名簿に登録されていない可能性があります。名簿に記載されていない方が集めた署名は無効になってしまいます。今年住民票を移動された方は、選挙管理委員会で確認をしてください。
- ★地方公務員の方も受任者になることができます。ただし、①公立学校の教育公務員 ②国家公務員 ③選挙管理委員会委員の方に関しては別に制限などがありますので、公務員の方で受任者を希望される場合は、一度事務局にお問い合わせください。
- ★公務員の方が受任者となる場合、地位を利用して署名を集めることはできません。

4、コツ① 『多くの受任者を集めるコツ！』 その2

- ★受任者の資格がある方が、事務局を通して受任者登録を行います。そして、請求代者からの署名収集の委任を受けることによって、はじめて署名を集めることができるようになります。
- ★そのため、まずは事務局に受任者登録の申し込みをしていただく必要があります。登録された受任者の方々の名簿は、県知事と県内の各市区町の選挙管理委員会に、事務局から届け出されることとなります。
- ★登録ハガキに、住所・氏名・生年月日・連絡先など必要な事項をご記入の上、事務局に郵送かFAXで送っていただく。または、地域の連絡所や世話人の方などにお渡しいただければ、受任者として登録されることとなります。また、ホームページからもご登録いただくことが可能です。

☆それでは、この受任者の数を、どうやって増やしていくことができるのでしょうか？

5、コツ① 『多くの受任者を集めるコツ！』 その3

- ★受任者の数を増やすためには、受任者の皆さんが、お知り合いの方に呼びかけをしていただくのが一番です。
- ★受任者の方が複数の人に声をかける。そして、声をかけられて関心を持った方が、新たに受任者登録をして受任者になる。そしてその方が、また複数の人に声をかける。これを繰り返していった、ネズミ講式に受任者を増やしていくわけです。
- ★署名期間中であれば、いつでも受任者になることができます。
- ★署名をしてもらった方に、「少しでも署名を集めていただけませんか？」と声をかけて、受任者になってもらうことが大切です。

☆それでは、受任者登録ができたなら、いよいよ署名集めです。コツ②の説明に移ります。

6、コツ② 『正しく署名してもらおうコツ！』 その1

- ★受任者の方が選挙人名簿に登録されている市や町（静岡市と浜松市は区）。その市区町の選挙人名簿に登録されている人からのみ、署名を集めることができます。
- ★受任者の場合と同じように、転居により住民票が移動されていて、その市区町での選挙人名簿に登録されていない人は、署名することができません。
- ★この署名者の場合も、住民票がその市区町にある方でも、転居してきたばかりという場合は、名簿に登録されていない可能性があります。その点ご注意ください。
- ★受任者の場合と違って、署名者には公務員の方などの制限はありません。

☆それでは、具体的にどのように署名を集めていったらいいのでしょうか？

7、コツ② 『正しく署名してもらおうコト！』 その2

- ★署名期間は、署名活動開始から2カ月間となります。
- ★署名を集める時間帯には、制限はありません。ただ、早朝や夜遅くに家庭を訪問したりしては迷惑にもなりますので、その点をご配慮ください。
- ★署名を集める際には、選挙と違って戸別訪問が可能です。キチンと説明することが大切なので、戸別訪問はドンドン行ってください。
- ★はじめは署名を集めることに抵抗があるかもしれません。まずは、ご自分のご家族や友人、知人など、親しい人から声をかけてみてください。
- ★また、なじみのお店の店長さんや店員さんにも署名してもらおう。そして、受任者になっていただき、店を訪れる方から署名を集めてもらえるという方法もあります。
- ★地域のイベントなどをチェックして、イベントの開始と終了の時間帯に、参加者に声をかける方法もあります。その際は、主催者などの了解を得ておくことが大切です。 ☆それでは、署名簿に記入してもらおう際の注意点について、ご説明します。

8、コツ② 『正しく署名してもらおうコト！』 その3

- ★まず最初に、署名簿の委任状の欄に、受任者の方の氏名と住所を記入してください。
- ★この委任状の欄は、署名を集める際の受任者としての身分証明書代わりにもなります。何かの際には、この欄を見せるようにしてください。
- ★受任者の方は、委任状に氏名と住所を記入するため、ご自身の署名を忘れがちです。忘れずにご自身も署名してください。ただし、2冊目以降は必要ありません。
- ★身体の不自由などによって署名できない場合は、代筆署名も可能です。その代筆者も、署名資格のある人（選挙人名簿に登録されている人）でなければいけません。代筆者には、署名欄の右わき欄に、ご自身の住所、氏名、生年月日を記入し、押印してもらってください。
- ★また、受任者自身は代筆者になれませんので、ご注意ください。

☆それでは、具体的な署名の記入の仕方について、ご説明します。

9、コツ② 『正しく署名してもらおうコト！』 その4

- ★署名は、本人の自筆でなければいけません。
- ★署名者には、署名年月日、住所、氏名、生年月日の4か所を記入してもらい、押印してもらってください。
- ★押印は、シャチハタでも、ぼ印（左右の手のどの指でも可）でもかまいません。
- ★同一家族の場合は、同じ印を使ってもかまいません。

- ★書き間違いがあった場合は、余白があれば書き間違えた部分を二重線で消して、訂正印を押したうえで、正しい内容を枠内に書き直してもらってください。
- ★大きく書き間違えてしまった場合は、二重線で消して訂正印を押したうえで、次の欄に書き直してもらってください。
- ★同じ住所の家族が続けて署名する場合は、2番目以下の人の住所を「同上」や「〃」と記入してもらってもかまいません。ただし氏名は、必ず自筆で、フルネームを記入してもらってください。

10、コツ③ 『受任者が確実に署名簿を事務局に戻すコト！』

- ★署名においていずれかの部分に誤りがあると、署名が無効になる可能性があります。受任者の方が、記入か所を指さしながら、目の前で署名してもらうのがベストです。
- ★受任者の方は、署名者から署名簿を受け取る際に、記入もれがないかどうかを確認してください。
- ★署名欄が埋まった署名簿は、できるだけすみやかに、事務局に戻してください。
- ★事務局に戻す方法は、事務局への郵送や持参。または、地域の連絡所や世話人の方に手渡しするといった方法をお願いいたします。
- ★事務局では、集まった署名簿の内容のチェックや、署名数の集計といった作業をすぐに行っていきますので、ご協力をお願いいたします。
- ★署名簿をご提出いただいたあと、可能であれば、2冊目、3冊目の署名集めをお願いいたします。新たな署名簿は、コピーしたものではありません。事務局から渡された署名簿を、必ずお使いください。

11、最後に

- ☆以上のように、県民投票を行うための署名集めの方法について、説明をいたしました。ただ、署名を集める以外にも、多くのやらなければいけないことがあります。
- ★そうした事務作業も、県民投票を行うための大切な仕事となります。その事務作業には以下のものがあります。
 - ★選管に提出する受任者リストの作成。署名簿の委任状欄への請求代表者の押印など。
 - ★また、署名期間終了後10日以内に、集まった署名簿を、県内の各市区町の選挙管理委員会に提出しなければいけません。そこで、集まってきた署名簿のチェック。署名数の集計など、さまざまな事務作業があるわけです。
 - ★このような事務作業は、請求代表者や受任者の資格がなくてもできる作業です。
- ぜひとも皆さんのご協力をお願いしたいと思います。多くの人の力を合わせて、この署名集めを成功させ、県民投票を実現させていきましょう。多くの皆さんのご協力をよろしく願います！